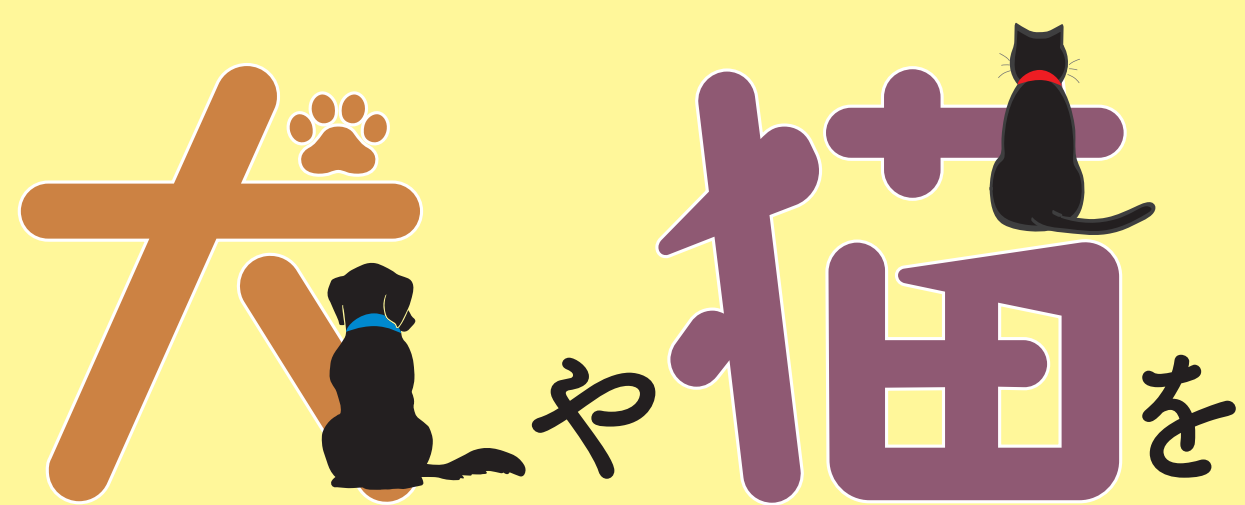




家族に迎えたら マイクロチップ情報の 登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名を登録する必要があります。

また、他者から犬や猫を譲り受けた時にはできる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録をしましょう。



購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の登録が
義務になります

マイクロチップって？

直径1.2mm×長さ8mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字が記録された電子標識器具です。この番号を使用して、所有者の情報を登録することで、ペットが迷子になったり災害時にはぐれてしまったりしても、身元を確認することができます。

マイクロチップ(見本)



マイクロチップ情報の登録及びお問い合わせはこちら

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

登録は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ



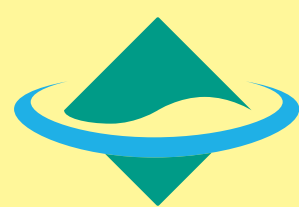
令和4年5月31日まで
の準備サイト



令和4年6月1日から
利用できます

TEL: 03-6384-5320

Eメール: info@mc.env.go.jp



環境省
Ministry of the Environment



公益社団法人

いのちみつめる。いのち育む。
日本獣医師会